

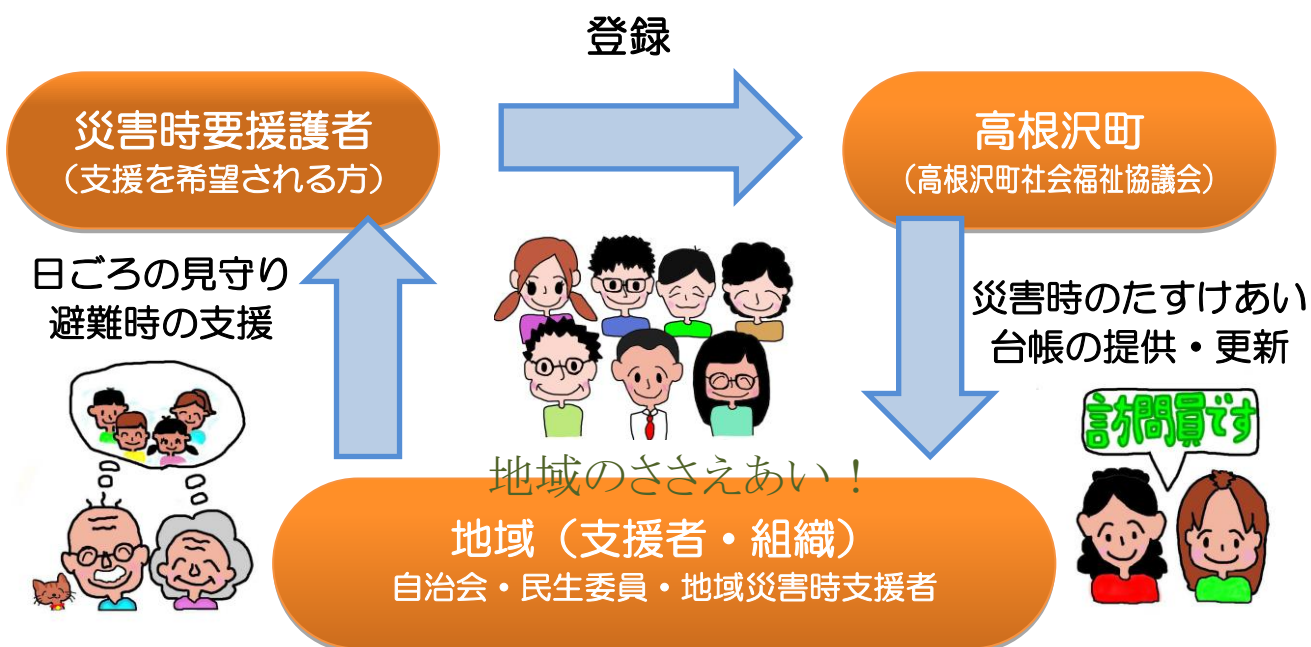
災害から自分の身を守りましょう！

災害時に支援が必要な方の名簿づくりをします。

災害が発生した時や災害のおそれがあるとき、自力で避難することが難しい高齢者や障がいをお持ちの方など（災害時要援護者）に対して、災害（避難）情報の伝達や避難場所への誘導などの支援が必要となります。

高根沢町では、支援を必要とする方を把握するために、災害時の支援を希望される方の名簿をつくり、地域の支え合い・助け合いによって、災害時要援護者を支援できる仕組みづくりを推進します。

災害時要援護者登録制度の仕組み（イメージ）



1 対象となる方

災害時に、家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援が受けられない在宅の方で、高根沢町にお住いの次の①から⑥に該当される方が対象です。

※住所・氏名・お体の状況等の個人情報を、地域の支援者や組織の方に提供することに同意が必要です。

- ① ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯
- ② 身体障がい者手帳1・2級をお持ちの方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ④ 療育手帳A1・A2をお持ちの方
- ⑤ 介護保険における要介護3以上の認定を受けている方
- ⑥ その他上記以外で援護が必要とされる方

2 登録の方法

高根沢町の住民基本台帳などから、対象者をリストアップし、高根沢町社会福祉協議会の調査員や民生委員、相談支援員などが訪問し説明させていただきます。同意された方については、支援に必要な基本情報をお伺いし登録します。原則として、本人による登録としますが、本人ができない場合は、配偶者・扶養義務者・保護者などによる代理登録ができます。

※台帳からのリストアップは、現実の状況と差が出る可能性があります。ご近所や知り合いで気になる方がおりましたらご連絡ください。



3 地域への情報提供

登録いただいた情報にもとづいて、町で名簿を作成し、地域で支援にあたる方々（地域の役員、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防署、消防団、警察署、地域災害時支援者など）に提供します。

地域では、あらかじめ「支援が必要な方をどのように避難させるか」を話し合っておくなど、地域における避難支援に役立てていただくことになります。

4 おねがい

この制度は、普段からの地域の助け合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。災害発生の予想は困難であり、すべての場合に万全の体制がとれるわけではありません。すぐに登録者への安否確認や支援活動ができないおそれもあります。できる範囲の支援をお願いするもので、支援する方が責任を負うものではありません。

支援を希望される方自身も、常に自分の身は自分で守るという意識を持って、普段から積極的に周囲の方とコミュニケーションをとるよう心がけましょう。

5 登録内容が変更になった場合

登録された内容は、常に最新の情報に更新する必要があります。登録内容の変更や、支援の必要がなくなった場合は、高根沢町社会福祉協議会へご連絡ください。

【実施主体】高根沢町健康福祉課（高根沢町石末 2053）

TEL 028-675-8105 FAX 028-675-8988

【実施団体】高根沢町社会福祉協議会（高根沢町石末 1825）

TEL 028-675-4777 FAX 028-675-6953

【協力】高根沢町在宅福祉ネット 高根沢西地域包括支援センター
高根沢町障害児者生活支援センターすまいる